

# 届出のしおり

大気汚染防止法（ばい煙発生施設）

大阪府生活環境の保全等に関する条例

（ばいじんに係る届出施設）

令和4年10月

大阪市環境局

## はじめに

この冊子では、大気汚染防止法(以下「法」という。)のばい煙、大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)のばいじんの届出について説明しています。

法のばい煙とは、次のものをいいます。

- 1燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- 2燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 3物の燃焼、合成、分解等の処理(機械的処理を除く)に伴い発生する下記の物質
  - ・カドミウム及びその化合物
  - ・塩素及び塩化水素
  - ・フッ素・フッ化水素及びフッ化珪素
  - ・鉛及びその化合物
  - ・窒素酸化物

条例のばいじんとは、法のばいじんと同じものをいいます。

法、条例では、これらを発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準遵守義務や届出義務を設けています。

※本冊子において、特段の定めがない限り、排出ガス等の量については温度0℃であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量、ばい煙の濃度等については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したものとします。

# 目 次

1 法のばい煙に関するもの	
(1) ばい煙発生施設	1
(2) 硫黄酸化物に係る規制基準	3
(3) ばいじんに係る排出基準	4
(4) 窒素酸化物に係る排出基準	7
(参考)	
大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領の窒素酸化物排出濃度に係る 指導基準値	1 1
大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領の窒素酸化物排出濃度に係る 指導基準値	1 4
(5) 有害物質に係る排出基準	1 5
2 条例のばいじんに関するもの	
(1) 届出施設	1 7
(2) 条例のばいじんに係る排出基準	1 8
3 ばい煙等の測定義務一覧表	2 0
4 届出の種類と提出時期について	2 1
5 届出書の作成要領	
(1) 事前相談・届出書の提出先	2 1
(2) 届出書の提出部数	2 1
(3) 届出書の返戻	2 1
(4) 届出に必要な書類	
ア 届出書及び別紙	2 2
イ 添付書類等	2 2
(5) 留意事項	
ア ひとつの施設が法と条例の両方に係る場合の取扱い	2 3
イ 複数の施設を同時に届け出る場合の取扱い	2 3
(6) 届出書の記載方法	
ア 法の届出書(表紙)の記載例	2 4
イ 条例の届出書(表紙)の記載例	2 5
ウ 届出書(表紙)の記載上の注意事項	2 6
エ 法の別紙1、条例の別紙1の1(ばい煙)の記載例	2 8
オ 法の別紙1、条例の別紙1の1(ばい煙)の記載上の注意事項	2 9
カ 法の別紙2、条例の別紙1の2(ばい煙)の記載例	3 1
キ 法の別紙2、条例の別紙1の2(ばい煙)の記載上の注意事項	3 2
ク 法の別紙3、条例の別紙1の3(ばい煙)の記載例	3 6
ケ 法の別紙3、条例の別紙1の3(ばい煙)の記載上の注意事項	3 7
(7) 添付書類等	
ア 変更届出説明書の記載例	4 0
イ 変更届出説明書の記載上の注意事項	4 1

1 法のばい煙に関するもの

(1) ばい煙発生施設（法施行令別表第1）

項	用途	施設種類	規模 ※
1	すべて	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃焼能力（50L/時以上）
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供する	ガス発生炉 加熱炉	原料として使用する石炭・コークスの処理能力（20t/日以上） 燃焼能力（50 L/時以上）
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する	ばい焼炉 焼結炉（ペレット焼成炉を含む） か焼炉 ただし、14項を除く	処理能力（1t/時以上）
4	金属の精錬の用に供する	溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む） 転炉 平炉 ただし、14項を除く	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する	溶解炉 ただし、こしき炉、14項、24項～26項を除く	火格子面積（1㎡以上） 羽口面断面積（0.5㎡以上） 燃焼能力（50 L/時以上） 変圧器容量（200KVA以上）
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する	加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する	加熱炉	
8	石油の精製の用に供する	流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力（200kg/時以上）
8の2	すべて	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	燃焼能力（6 L/時以上）
9	窯業製品の製造の用に供する	焼成炉 溶融炉	火格子面積（1㎡以上） 燃焼能力（50 L/時以上） 変圧器容量（200KVA以上）
10	無機化学工業又は食料品の製造の用に供する	反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む） 直火炉 ただし、26項を除く	
11	すべて	乾燥炉 ただし、14項、23項を除く	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する	電気炉	変圧器容量（1,000KVA以上）
13	すべて	廃棄物焼却炉	火格子面積（2㎡以上） 焼却能力（200kg/時以上）
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する	ばい焼炉 焼結炉（ペレット焼成炉を含む） 溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む） 転炉 溶解炉 乾燥炉	処理能力（0.5t/時以上） 火格子面積（0.5㎡以上） 羽口面断面積（0.2㎡以上） 燃焼能力（20L/時以上）
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する	乾燥施設	容量（0.1m <sup>3</sup> 以上）
16	塩素化エチレンの製造の用に供する	塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素は塩素換算量）の処理能力（50kg/時以上）
17	塩化第二鉄の製造の用に供する	溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する	反応炉	燃焼能力（3 L/時以上）
19	化学製品の製造の用に供する	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設 ただし、塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り16項～18項及び密閉式のものを除く	処理能力（50kg/時以上）

項	用 途	施 設 種 類	規 模 ※
20	アルミニウムの精錬の用に供する	電解炉	電流容量 (30kA以上)
21	リン・リン酸・リン酸質肥料又は複合肥料の製造 (原料としてリン鉱石を使用するものに限る) の用に供する	反応施設 濃縮施設 焼成炉 溶解炉	原料として使用するリン鉱石の処理能力 (80kg/時以上) 燃焼能力 (50L/時以上) 変圧器容量 (200KVA以上)
22	フッ酸の製造の用に供する	凝縮施設 吸収施設 蒸溜施設 ただし、密閉式のを除く	伝熱面積 (10m <sup>2</sup> 以上) ポンプ動力 (1kw以上)
23	トリポリリン酸ナトリウム製造 (原料としてリン鉱石を使用するものに限る) の用に供する	反応施設 乾燥炉 焼成炉	処理能力 (80kg/時以上) 火格子面積 (1m <sup>2</sup> 以上) 燃焼能力 (50L/時以上)
24	鉛の第二次精錬 (鉛合金の製造を含む) 又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する	溶解炉	燃焼能力 (10L/時以上) 変圧器容量 (40KVA以上)
25	鉛蓄電池の製造の用に供する	溶解炉	燃焼能力 (4L/時以上) 変圧器容量 (20KVA以上)
26	鉛系顔料の製造の用に供する	溶解炉 反射炉 反応炉 乾燥施設	容量 (0.1m <sup>3</sup> 以上) 燃焼能力 (4L/時以上) 変圧器容量 (20KVA以上)
27	硝酸の製造の用に供する	吸収施設 漂白施設 濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 (100kg/時以上)
28	すべて	コークス炉	処理能力 (20t/日以上)
29	すべて	ガスタービン	燃焼能力 (50L/時以上)
30	すべて	ディーゼル機関	
31	すべて	ガス機関	燃焼能力 (35L/時以上)
32	すべて	ガソリン機関	

(備考)

- ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。
- 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。

(2) 硫黄酸化物に係る規制基準

① 排出基準 (K 値規制)

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : 硫黄酸化物の量 (m<sup>3</sup>/時)  
 K : 1.17  
 He : 補正された排出口高さ (m)

② 硫黄酸化物実排出量の計算

ア 燃料中硫黄分からの算出

$$q = W \times \rho \times S \times 10^{-2} \times 0.7$$

q : 硫黄酸化物の量 (m<sup>3</sup>/時)  
 W : 燃料の燃焼能力 (L/時)  
 ρ : 比重  
 S : 燃料中硫黄分 (%)

法第3条第2項第1号に規定する排出口高さの補正は、次の算式による。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left( 2.30 \cdot \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式においてはHe、Ho、Q、V、及びTはそれぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口高さ	(単位メートル)
Ho 排出口の実高さ	(単位メートル)
Q 温度15度における排出ガス量	(単位立方メートル毎秒)
V 排出ガスの排出速度	(単位メートル毎秒)
T 排出ガスの温度	(単位絶対温度)

イ 排出ガス中硫黄酸化物濃度が既知の場合の算出

$$q = G' \times C \times 10^{-6}$$

G' : 最大乾き排出ガス量 (m<sup>3</sup>/時)  
 C : 排出ガス中硫黄酸化物濃度 (ppm)

ウ 金属溶解炉のうちキュポラの場合の算出

キュポラは、原料コークス中の硫黄分がすべて硫黄酸化物として大気放出されるのではなく一部は製品中に吸収される。このため、実排出量は吸収効率を考慮し以下の式で計算する。

$$q = W \times S \times 10^{-2} \times 0.7 \times (100 - a) / 100$$

W : コークス量 (kg/時)  
 S : コークス中硫黄分 (%)  
 a : 吸収効率 (%) 効率設定が困難な場合には60%とする

③ 燃料使用基準

硫黄酸化物の燃料使用基準は、硫黄酸化物総量規制の適用されていない規模の工場・事業場について適用され、工場・事業場に設置されている全てのばい煙発生施設で使用する燃料の加重平均硫黄含有率の許容限度である。燃料の硫黄含有率の算出は、次式によって行う。

$$S = \frac{\sum (B_n \times P_n \times S_n)}{\sum B_{wn} \times \rho}$$

B<sub>n</sub> : 通常の燃料使用量 (L/日)      B<sub>wn</sub> : 通常の燃料使用量の重油換算 (L/日)  
 P<sub>n</sub> : 燃料比重      ρ : 代表的な重油比重  
 S<sub>n</sub> : 燃料中硫黄分 (%)

燃料使用量	燃料使用基準
0.8kℓ/時以上	総量規制基準の適用を受ける
0.8kℓ/時未満	0.35%

(3) ばいじんに係る排出基準

項	施設種類	排出ガス規模 万 m <sup>3</sup> /時	排出基準 g/m <sup>3</sup>	※1 On (%)	備考
1	① ガス専焼ボイラー(⑤を除く)	4 以上	0.03	5	
		4 未満	0.05		
	② ボイラー (重油その他の液体燃料(※2 を除く)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料(※2 を除く)を混焼させるもの(⑤を除く))	20 以上	0.04	4	※3
		4~20	0.05		
		4 未満	0.15		
	③ ボイラー (黒液※2 専焼並びに黒液※2 及びガス又は液体燃料(※2 を除く)を混焼させるもの)(⑤を除く)	20 以上	0.10	0s	
		20 未満	0.15		
	④ ボイラー (石炭を専焼させるもの)(⑤を除く)	20 以上	0.05	6	
		4~20	0.10		
		4 未満	0.15		
	⑤ ボイラー(触媒再生塔に付属するもの)		0.15	4	
	⑥ ボイラー(①~⑤以外)	4 以上	0.15	6	※4
4 未満		0.20			
備考：小型ボイラー（伝熱面積が 10m <sup>2</sup> 未満）については、ガス、灯油、軽油又は、A重油を専焼または混焼させるものについては排出基準を当分の間適用しない。 その他の小型ボイラー施設に対しては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対して定められている基準が適用される。					
2	① 水性ガス又は油ガス発生用ガス発生炉		0.03	7	
	② 水性ガス又は油ガス発生用加熱炉		0.03		
3	① ばい焼炉	4 以上	0.05	0s	
		4 未満	0.10		
	② フェロマンガン製造用焼結炉		0.10	0s	
	③ 焼結炉(②以外)		0.10	0s	
④ か焼炉	4 以上	0.10	0s		
	4 未満	0.15			
4	① 溶鉱炉のうち高炉		0.03	0s	
	② 溶鉱炉(①以外)		0.08	0s	
	③ 転炉		0.08	0s	
	④ 平炉	4 以上	0.05	0s	
4 未満		0.10			
5	金属溶解炉	4 以上	0.05	0s	
		4 未満	0.10		
6	金属加熱炉	4 以上	0.08	11	※4
		4 未満	0.10		
7	① 石油製品、石油化学製品、コールドロール製品製造用加熱炉(②の加熱炉を除く)	4 以上	0.05	6	
		4 未満	0.08		
	② 潤滑油の製造用加熱炉	1 未満	0.08	6	

項	施設種類	排出ガス規模 万 m <sup>3</sup> /時	排出基準 g/m <sup>3</sup>	※1 On(%)	備考
8	触媒再生塔		0.15	6	
8の2	燃焼炉		0.05	8	
9	① 石灰焼成炉のうち土中釜		0.20	15	
	② 石灰焼成炉(①以外)		0.15	15	
	③ セメント製造用焼成炉		0.05	10	
	④ 耐火レンガ・耐火物原料製造用の焼成炉	4以上	0.05	18	
		4未満	0.10		
	⑤ 焼成炉(①～④以外)	4以上	0.08	15	※4
		4未満	0.15		
	⑥ 板ガラス・ガラス繊維製品製造用溶融炉	4以上	0.05	15	
4未満		0.08			
⑦ 光学ガラス・電気ガラス又はフリット製造用溶融炉	4以上	0.05	16		
	4未満	0.08			
⑧ 溶融炉(⑥⑦以外)	4以上	0.05	15		
	4未満	0.10			
10	反応炉及び直火炉	4以上	0.08	6	※4
		4未満	0.10		
	活性炭製造用の反応炉及び直下炉	1未満	0.15		
11	① 乾燥炉のうち骨材乾燥炉		0.20	16	※5
	② 乾燥炉(①以外)	4以上	0.08		
		4未満	0.10		
12	① 合金鉄製造用電気炉(ケイ素含有率40%以上)		0.10	0s	
	② 合金鉄(ケイ素含有率40%未満) カーバイド製造用電気炉		0.08		
	③ 電気炉(①②以外)		0.05		
13	廃棄物焼却炉	4t/時以上	0.04	12	
		2～4t/時	0.08		
		2t/時未満	0.15		
14	① 銅・鉛・亜鉛精錬用ばい焼炉	4以上	0.05	0s	
		4未満	0.08		
	② 銅・鉛・亜鉛精錬用焼結炉(ペレット焼成炉を含む)		0.10		
	③ 銅・鉛・亜鉛精錬用溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)		0.08		
	④ 銅・鉛・亜鉛精錬用転炉		0.08		
	⑤ 銅・鉛・亜鉛精錬用溶解炉	4以上	0.05		
4未満		0.10			
⑥ 銅・鉛・亜鉛精錬用乾燥炉	4以上	0.08	16	※5	
	4未満	0.10			

項	施設種類	排出ガス規模 万 m <sup>3</sup> /時	排出基準 g/m <sup>3</sup>	※1 On (%)	備考
18	活性炭製造用反応炉 (塩化亜鉛を使用するもの)		0.15	6	
20	アルミニウム製錬用電解炉		0.03	0s	
21	① リン・リン酸・リン酸質肥料・複合肥料製造用焼成炉		0.08	15	
	② リン・リン酸・リン酸質肥料・複合肥料製造用溶解炉		0.10	0s	
23	① トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉		0.05	16	※5
	② トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉		0.08	15	
24	鉛の第二次精錬又は、鉛の管・板・線の製造用溶解炉	4 以上	0.05	0s	
		4 未満	0.10		
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	4 以上	0.05	0s	
		4 未満	0.08		
26	① 鉛系顔料製造用溶解炉	4 以上	0.05	0s	
		4 未満	0.08		
	② 鉛系顔料製造用反射炉		0.05		
	③ 鉛系顔料製造用反応炉 (硝酸鉛製造用を除く)		0.03	16	※6
28	コークス炉		0.10	7	
29	ガスタービン		0.04	16	
30	ディーゼル機関		0.08	13	
31	ガス機関		0.04	0	
32	ガソリン機関		0.04	0	

(注意) 昭和 57 年 6 月 1 日以降設置の施設についての排出基準を示す。但し、廃棄物焼却炉は平成 10 年 7 月 1 日以降設置の施設とする

(備考) (1) 表中の排出ガス規模は湿りガスを表す。

(2) 表中の※1～※6 は次のことを示す。

※1 熱源として電気を使用する施設は On=0s とする。

※2 紙パルプの製造に伴い発生する黒液

※3 1 万 m<sup>3</sup>/時未満は当分の間 On の適用を猶予する。

※4 当分の間 On の適用を猶予する。

※5 直接熱風乾燥炉は On=0s とする。

※6 鉛酸化物製造用は On=0s とする。

(3) On については、次の標準酸素濃度補正方式による補正を行う。

$$C = Cs \times (21 - On) / (21 - 0s)$$

C : ばいじんの量 (g)

On : 各施設に掲げる値 (%) (熱源として電気を使用するものは 0s とする)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20% を超えるものは 20% とする)

Cs : JIS 規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (g)

(4) ばいじんの量には燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る) は含まれないものとする。

(5) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。

(6) 29～32 項の非常用の施設については当分の間排出基準を適用しない。

(4) 窒素酸化物に係る排出基準

項	施設種類 (熱源として電気を使用するものを除く)	排出ガス規模 万 m <sup>3</sup> /時	排出基準 ppm	On %
1	① ガス専焼ボイラー (ガス専焼ボイラーのうち、小型ボイラー(伝熱面積が10 m <sup>2</sup> 未満のもの)については、当分の間排出基準を適用しない)	50 以上	60	5
		4~50	100	
		1~4	130	
		1 未満	150	
	② 固体専焼ボイラー (流動層燃焼方式 4 万 m <sup>3</sup> /時未満)		350	6
	③ 固体専焼ボイラー (火炉熱発生率 837,210kJ/m <sup>3</sup> /時以上、再熱再生抽気復水式自然循環型 50 万~70 万 m <sup>3</sup> /時のもの)		250	6
	④ 固体燃焼ボイラー (②③以外)	70 以上	200	6
		4~70	250	
		4 未満	350	
	⑤ 排脱付液体燃焼ボイラー (原油タールで 100 万 m <sup>3</sup> /時未満)	50~100	130	4
1~50		150		
1 未満		180		
⑥ 液体燃焼ボイラー(原油タールで⑤以外)	50 以上	130	4	
	1~50	150		
	1 未満	180		
⑦ 排脱付液体燃焼ボイラー (原油タール以外で 100 万 m <sup>3</sup> /時未満)	50~100	130	4	
	1~50	150		
	1 未満	180		
⑧ 液体燃焼ボイラー(⑤~⑦以外)	50 以上	130	4	
	1~50	150		
	1 未満	180		
⑨ 固体燃焼小型ボイラー		350	6	
⑩ 液体燃焼小型ボイラー(灯油・軽油・A重油以外) (軽質燃料(灯油・軽油・A重油)を専燃させるものは当分の間適用しない)		260	4	
2	① ガス発生炉・加熱炉		150	7
	② 水素ガス製造用ガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式)		150	
3	① ペレット焼成炉(ガス燃焼)		220	15
	② 焼結炉(①以外のペレット焼成炉)		220	
	③ 焼結炉(①②以外)		220	
	④ アルミナ製造用か焼炉		200	10
	⑤ か焼炉(④以外)		200	
	⑥ ばい焼炉		220	
4	溶鋳炉		100	15
5	金属溶解炉(キュボラを除く)		180	12

項	施設種類 (熱源として電気を使用するものを除く)	排出ガス規模 万 m <sup>3</sup> /時	排出基準 ppm	On %
6	① ラジアントチューブ型金属加熱炉	10 以上	100	11
		0.5~10	150	
		0.5 未満	180	
	② 鍛接鋼管用金属加熱炉	10 以上	100	11
		1~10	130	
		0.5~1	150	
		0.5 未満	180	
	③ 金属加熱炉(①②以外)	10 以上	100	11
		1~10	130	
		0.5~1	150	
		0.5 未満	180	
	7	① 石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用加熱炉(排煙脱硫装置付きのもの)	4 以上	100
1~4			130	
0.5~1			150	
0.5 未満			180	
② 石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用加熱炉のうちエチレン分解炉(③を除く)		4 以上	100	6
		1~4	130	
		0.5~1	150	
		0.5 未満	180	
③ 石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用加熱炉のうちエチレン分解炉(炉床式バーナー)		4 以上	100	6
		1~4	130	
		0.5~1	150	
		0.5 未満	180	
④ 石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用加熱炉のうちエチレン独立加熱炉		4 以上	100	6
		1~4	130	
		0.5~1	150	
		0.5 未満	180	
⑤ 石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用加熱炉のうちエチレン独立加熱炉・メタノール改質炉(空気予熱器付)		4 以上	100	6
		1~4	130	
		0.5~1	150	
		0.5 未満	180	
⑥ 石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用加熱炉(①~⑤以外)		4 以上	100	6
		1~4	130	
		0.5~1	150	
		0.5 未満	180	
8	触媒再生塔		250	6
8の2	燃焼炉		250	8

項	施設種類 (熱源として電気を使用するものを除く)	排出ガス規模 万 m <sup>3</sup> /時	排出基準 ppm	On %
9	① 石灰焼成炉 (ガス燃焼ロータリーキルン)		250	15
	② セメント焼成炉(湿式)	10 以上	250	10
		10 未満	350	
	③ セメント焼成炉(②以外)	10 以上	250	10
		10 未満	350	
	④ 耐火レンガ・耐火物原料製造用の焼成炉		400	18
	⑤ 板ガラス・ガラス繊維製品製造用溶融炉		360	15
	⑥ 光学ガラス・電気ガラス・フリット製造用溶融炉		800	16
⑦ その他ガラス製造用溶融炉(⑤⑥以外)		450	15	
⑧ その他焼成炉・溶融炉(①～⑦以外)		180	15	
10	① 反応炉・直火炉(②③以外)		180	6
	② 硫酸カリウム製造用反応炉		180	6
	③ 硫酸製造用反応炉(Nox 触媒)		180	6
11	乾燥炉		230	16
13	① 浮遊回転燃焼式焼却炉(連続炉)		450	12
	② 特殊廃棄物焼却炉(連続炉)※1	4 以上	250	12
		4 未満	700	
	③ 廃棄物焼却炉(連続炉①②以外)		250	12
④ 廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4 以上	250	12	
14	① 銅・鉛・亜鉛精錬用ばい焼炉		220	14
	② 銅・鉛・亜鉛精錬用焼結炉		220	15
	③ 銅・鉛・亜鉛精錬用溶鋳炉(④⑤以外)		100	15
	④ 亜鉛精錬用溶鋳炉のうち鋳さい処理炉(石炭・コークスを燃料・還元剤とするもの)		450	15
	⑤ 亜鉛精錬用溶鋳炉のうち立型蒸溜炉		100	15
	⑥ 溶解炉(⑦以外)		180	12
	⑦ 銅精錬用溶解炉のうち精製炉(アンモニアを還元剤とするもの)		330	12
	⑧ 乾燥炉		180	16
18	活性炭製造用反応炉		180	6
21	① リン等製造用焼成炉		180	15
	② リン等製造用溶解炉		600	
23	① トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉		180	15
	② トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉		180	16
24	鉛第二次精錬等用溶解炉		180	12
25	鉛蓄電池製造用溶解炉		180	12
26	① 鉛系顔料製造用溶解炉		180	12
	② 鉛酸化物製造用溶解炉		180	0s
	③ 反射炉		180	15

項	施設種類 (熱源として電気を使用するものを除く)	排出ガス規模 万 m <sup>3</sup> /時	排出基準 ppm	0n %
26	④ 反応炉		180	6
	⑤ 鉛酸化物・硝酸鉛製造用反応炉		180	0s
27	硝酸製造施設		200	0s
28	① コークス炉(オットー型)		170	7
	② コークス炉(①以外)		170	
29	ガスタービン		70	16
30	ディーゼル機関	※2	1,200	13
		※3	950	
31	ガス機関		600	0
32	ガソリン機関		600	0

(注意) 排出基準は設置年月日ごとに区分があり、表中の基準値は最も新しい基準値を示す。

(備考) (1) 表中排出ガス規模は湿りガスを示す。

(2) 表中の※1～※3 は次のことを示す。

※1 特殊廃棄物焼却炉とは「ニトロ化合物・アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくは、これらの誘導体を製造し若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」を言う。

※2 シリンダー径 φ400 mm以上

※3 シリンダー径 φ400 mm未満

(3) 0n については、次の標準酸素濃度補正方式による補正を行う。

$$C = C_s \times (21 - 0n) / (21 - 0s)$$

C : 窒素酸化物の濃度 (ppm)

0n: 各施設に掲げる値 (%) (熱源として電気を使用するものは 0s とする)

0s: 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20% を超えるものは 20% とする)

Cs: JIS 規格 K0104 により定める方法により測定された窒素酸化物の濃度 (ppm)

(4) 29～32 項の非常用の施設については当分の間排出基準を適用しない。

(参考)

大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領の窒素酸化物排出濃度に係る指導基準値（平成4年10月1日施行）

法の 項番号	条例の 項番号	要領の 区分 番号	窒素酸化物に係るばい煙発生施設の種類の種類		指導基準値 ppm (O <sub>2</sub> =0%)	
1	—	1	ボイラー	ガスを専焼させるもの	100	
		2		固体燃料を燃焼させるもの	500	
		3		上記以外のもの	排煙脱硫装置を設置するもの（液体燃料を使用するものに限る。）	230
		4			上記以外のもの	120
2	—	5	ガス発生炉のうち水素の製造の用に供するもの（天井バーナー燃焼方式のものに限る。）		—	
		6	上記以外のガス発生炉・加熱炉		100	
3	4, 5, 6, 14, 15, 16	7	ばい焼炉	重油煤を原料とするもの	—	
		8		上記以外のもの	*160	
		9	焼結炉		550	
		10	か焼炉	アルミナの製造の用に供するもの	—	
		11		上記以外のもの	—	
4	—	12	溶鋇炉（熱風炉）		20	
		13	転炉		**	
5	17, 18	14	溶解炉	合金鑄鉄の製造の用に供する反射炉	300	
		15		上記以外のもの	140	
6	19, 20	16	金属加熱炉	連続式	*210	
		17		上記以外のもの	*120	
7	—	18	加熱炉		130	
8	—	19	触媒再生塔		—	
8の2	—	20	燃焼炉		—	
9	11, 12, 13	21	石灰焼成炉	ガスを燃焼させるロータリーキルン	—	
		22		上記以外のもの	—	
		23	焼成炉	セメントの製造の用に供するもの		—
		24		骨材焼成炉		410
		25		耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの		—

法の 項番号	条例の 項番号	要領の 区分番号	窒素酸化物に係るばい煙発生施設の種類		指導基準値 ppm (O <sub>2</sub> =0%)	
9	11, 12, 13	26	溶融炉	板ガラス又はガラス繊維製品の製造の用に供するもの	排煙脱硫装置を設置するもの（液体燃料を使用するものに限る。）	—
		27			上記以外のもの	—
		28	ガラスの製造の用に供するものうち上記以外のもの		ホーローフリットの製造の用に供するもの	2100
		29			タンク炉	880
		30			るつぼ炉	340
		31			上記以外のもの	880
		32	上記以外の焼成炉・溶融炉・加熱炉			240
10	1, 2, 3, 7, 8, 9	33	反応炉・直火炉・加熱炉		250	
11	23	34	乾燥炉		*190	
12	10, 21, 22	35	電気炉		*650	
13	24	36	廃棄物焼却炉	一般廃棄物又は下水汚泥のうち公共施設において焼却するもの	250	
		37			上記以外のもの	400
14	—	38	ばい焼炉		—	
		39	焼結炉		—	
		40	溶鋳炉		—	
		41	転炉		—	
		42	溶解炉		—	
		43	乾燥炉		—	
15	—	44	乾燥施設		180	
18	—	45	反応炉		—	
19	—	46	光ニトロソ化法によるカプロラクタム製造用等の塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設		—	
21	—	47	焼成炉		—	
		48	溶解炉		—	
23	—	49	乾燥炉		—	
		50	焼成炉		—	
24	—	51	溶解炉		180	

法の項番号	条例の項番号	要領の区分番号	窒素酸化物に係るばい煙発生施設の種類		指導基準値 ppm (O <sub>2</sub> =0%)
25	—	52	溶解炉		—
26	—	53	溶解炉		—
		54	反射炉		—
		55	反応炉		—
		56	乾燥施設		—
27	—	57	吸収施設・濃縮施設		—
28	—	58	コークス炉	製鉄の用に供するオートー型のもの	500
		59		上記以外のもの	100

- (注) 1 「法の項番号」の欄は、令別表第1の項番号による。  
2 「条例の項番号」の欄は、規則別表第3の1の項番号による。  
3 「窒素酸化物に係るばい煙発生施設の種類の欄は、大阪府告示第1315号（昭和57年10月29日）の別表第4に掲げるばい煙発生施設に準じる。  
4 窒素酸化物に係るばい煙発生施設の最大排出濃度が上表の指導基準以下の場合、それを維持するものとする。  
5 上表の—印は、市内に対象施設がないので指導基準を設定していない。  
6 上表の\*印は、標準的な施設における指導基準であり、特定の施設についてはこの限りでない。  
7 上表の\*\*印は、当面は指導基準を設定しない。  
8 固定型内燃機関については、「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」による。  
9 この表により難いと認められる場合は、市長が別に定めるところによる。  
10 標準酸素濃度換算値は法規別表第3の2により求めた値とする。

新設ボイラー\*の窒素酸化物排出濃度に係る指導基準

法の項番号	条例の項番号	要領の区分番号	窒素酸化物に係るばい煙発生施設の種類の種類		指導基準 ppm (O <sub>2</sub> =0%)
1	—	1	ボイラー	ガスを専焼させるもの	60
		4		上記及び固体燃料を燃焼させるもの以外で次に掲げるものを除く。排煙脱硫装置を設置するもの。（液体燃料を使用するものに限る。）	80

備考1 固体燃料については、市長が別に定めるところによる。

\* 新型ボイラーとは平成4年10月1日以降新設されるものをいう。

大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領の窒素酸化物排出濃度に係る指導基準値

法の 項番号	固定型内燃機関の種類		指導基準値 (ppm O <sub>2</sub> =0%)		
			平成元年2月1日か ら平成4年3月31日 までに設置	平成4年4月1日から 平成9年3月31日ま でに設置	平成9年4月1日 以降に設置
29	*1 ガスタービン (常用)	2万kW 以上 15万kW 未満	150	100	30
		6千kW 以上 2万kW 未満			50
		2千kW 以上 6千kW 未満			80*3
		2千kW 未満			100
30	ディーゼル機関 (常用)		500	300	300
31	*2 ガス機関 (常用)	650L/h以上	300	200	50
		150L/h以上 650L/h未満			100*4
		50L/h以上 150L/h未満			150
		50L/h未満			

- 備考1 大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領の対象となるのは、燃料の燃焼能力が重油換算で10L/h以上の常用の固定型内燃機関に限る。
- 2 平成元年1月31日以前に設置された施設については、当分の間適用しない。
- 3 平成9年3月31日以前に設置された燃料の燃焼能力が重油換算で10 L /h以上、30L/h未満の施設については、当分の間適用しない。
- 4 ガスタービンの定格の発電能力が15万kW以上の施設については、別途市長と協議するものとする。
- 5 \*1：規模は定格の発電能力を示す。  
\*2：規模は燃料の燃焼能力の重油換算で示す。
- 6 \*3：平成12年3月31日までに設置されたものについては、85ppmを適用する。  
\*4：平成12年3月31日までに設置されたものについては、120ppmを適用する。

## (5) 有害物質に係る排出基準

(単位 mg/m<sup>3</sup>)

項	用途	施設種類	カドミウム 及びその化 合物	塩素	塩化水素	フッ素 フッ化水素 フッ化ケイ素	鉛及びそ の化合物
9	窯業製品の製造の うちガラス又はガ ラス製品の製造	焼成炉 溶融炉	1.0※1	—	—	10※2	20※3
13	すべて	廃棄物焼却炉	—	—	700	—	—
14	銅、鉛、又は亜鉛の 精錬	ばい焼炉 転炉 溶解炉 乾燥炉	1.0	—	—	—	10
		焼結炉 溶鉱炉	1.0	—	—	—	30
15	カドミウム系顔料 又は炭酸カドミウ ムの製造	乾燥施設	1.0	—	—	—	—
16	塩素化エチレンの 製造	塩素急速冷却施設	—	30	80	—	—
17	塩化第二鉄の製造	溶解槽					
18	活性炭の製造	反応炉					
19	化学製品の製造	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設					
20	アルミニウムの製 錬	電解炉	—	—	—	1.0 (3.0) ※4	—
21	リン、リン酸、リン 酸質肥料又は複合 肥料の製造	反応施設(以下のもの を除く)	—	—	—	10	—
		〃(過リン酸石灰又は 重過リン酸石灰製造 用)	—	—	—	15	—
		濃縮施設	—	—	—	10	—
		焼成炉	—	—	—	20	—
		溶解炉(リン酸質肥 料製造用の物を除く)	—	—	—	10	—
		〃(電気炉(リン酸質 肥料製造用))	—	—	—	15	—
22	フッ酸の製造	凝縮施設 吸収施設 蒸溜施設(密閉式のも のを除く)	—	—	—	10	—
		反応施設					
23	トリポリリン酸 ナトリウムの製造	乾燥炉 焼成炉	—	—	—	—	—

項	用途	施設種類	カドミウム 及びその化 合物	塩素	塩化水素	フッ素 フッ化水素 フッ化ケイ素	鉛及びそ の化合物
24	鉛の第二次精錬又 は鉛の管、板若し くは線の製造	溶解炉	—	—	—	—	10
25	鉛蓄電池の製造	溶解炉					
26	鉛系顔料の製造	溶解炉 反射炉 反応炉 乾燥施設					

(備考)

(1) 表の※1～※4 は以下のことを示す。

※1 原料に硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。

※2 原料にほたる石又はケイフッ化ナトリウムを使用するものに限る。

※3 原料に酸化鉛を使用するものに限る。

※4 ( ) 内の数字は有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の濃度である。

(2) 当該有害物質の濃度にはすすの掃除を行う場合においてやむをえず排出される有害物質(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る)は含まれないものとする。

(3) 13項の廃棄物焼却炉は下記の式により算出された塩化水素の濃度とする。

$$C = C_s \times 9 / (21 - 0_s)$$

C : 塩化水素の濃度(mg/m<sup>3</sup>)

0<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度(%)

C<sub>s</sub> : JIS規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度(mg/m<sup>3</sup>)

(4) 有害物質の濃度が著しく変動する施設にあっては1工程の平均の濃度とする。

(5) “—” は該当する施設において該当する有害物質の規制基準を適用しないことを示す。

2 条例のばいじんに関するもの

(1) 届出施設（条例施行規則別表第3第1号）

用 途	項	施設種類	規模※注
食料品の製造	1	反応炉	火格子面積（0.5㎡以上1㎡未満） 燃焼能力（30L/時以上50L/時未満） 変圧器容量（100KVA以上200KVA未満）
	2	直火炉	変圧器容量（100KVA以上200KVA未満）
	3	加熱炉	火格子面積（0.5㎡以上）燃焼能力（30L/時以上） 変圧器容量（100KVA以上）
無機化学工業品の製造	4	ばい焼炉	処理能力（1t/時未満）
	5	焼結炉 ※1	
	6	か焼炉	
	7	反応炉 ※2	火格子面積（0.5㎡以上1㎡未満） 燃焼能力（30L/時以上50L/時未満） 変圧器容量（100KVA以上200KVA未満）
	8	直火炉	変圧器容量（100KVA以上200KVA未満）
	9	加熱炉	火格子面積（0.5㎡以上）燃焼能力（30L/時以上） 変圧器容量（100KVA以上）
カーバイドの製造	10	電気炉	変圧器容量（1,000KVA未満）
窯業製品の製造	11	焼成炉	火格子面積（0.5㎡以上1㎡未満） 燃焼能力（30L/時以上50L/時未満） 変圧器容量（100KVA以上200KVA未満）
	12	熔融炉	変圧器容量（100KVA以上200KVA未満）
	13	加熱炉	火格子面積（0.5㎡以上）燃焼能力（30L/時以上） 変圧器容量（100KVA以上）
金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛の精錬を除く）	14	ばい焼炉	処理能力（1t/時未満）
	15	焼結炉 ※1	
金属の精錬	16	か焼炉	
金属の精製又は鋳造	17	溶解炉 ※3	火格子面積（0.5㎡以上1㎡未満） 羽口面断面積（0.5㎡未満） 燃焼能力（30L/時以上50L/時未満） 変圧器容量（100KVA以上200KVA未満）
金属製錬又は合金の製造	18	溶解炉	火格子面積（0.5㎡以上）燃焼能力（30L/時以上） 変圧器容量（100KVA以上）
金属の鍛造、圧延又は金属・金属製品の熱処理	19	加熱炉	火格子面積（0.5㎡以上1㎡未満） 燃焼能力（30L/時以上50L/時未満） 変圧器容量（100KVA以上200KVA未満）
金属・金属製品の熔融めっき	20	加熱炉	火格子面積（0.5㎡以上）燃焼能力（30L/時以上） 変圧器容量（100KVA以上）
製鉄、製鋼又は合金鉄の製造	21	電気炉	変圧器容量（1,000KVA未満）
金属の精製、製錬又は合金の製造	22	電気炉	すべて
すべて （銅、鉛又は亜鉛の精錬を除く）	23	乾燥炉	火格子面積（0.5㎡以上1㎡未満） 燃焼能力（30L/時以上50L/時未満） 変圧器容量（100KVA以上200KVA未満）
すべて	24	廃棄物焼却炉	火格子面積（1㎡以上2㎡未満） 焼却能力（100kg/時以上200 kg/時未満）

（備考）

※1 ペレット焼成炉を含む。

※2 カーボンブラック製造用燃焼装置を含み鉛系顔料製造用を除く。

※3 こしき炉、銅・鉛・亜鉛の精錬、鉛の第二次精錬（鉛合金製造を含む）、鉛の管・板・線の製造、及び鉛蓄電池の製造用溶解炉、並びに鉛系顔料の製造用溶解炉・反射炉を除く。

（注意）

規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

燃焼能力については重油換算値を用いる。

## (2) 条例のばいじんに係る排出基準 (条例施行規則別表第5第1号)

届出施設の 項番号	規制基準 の項番号	施設種類	排出ガス量 万 m <sup>3</sup> /時	排出基準 g/m <sup>3</sup>	※1 On %
1	1	反応炉		0.10	6
2	2	直火炉		0.10	6
3	3	加熱炉	4 以上	0.08	6
			4 未満	0.10	6
4	4	ばい焼炉		0.10	0s
5	5	焼結炉		0.10	0s
6	6	か焼炉		0.15	0s
7	7	反応炉 (活性炭製造用のもの (塩化亜鉛を使用するものを除く))	1 以上	0.10	6
			1 未満	0.15	6
	8	反応炉 (7 項以外のもの)		0.10	6
8	9	直火炉		0.10	6
9	10	加熱炉	4 以上	0.08	6
			4 未満	0.10	6
10	11	電気炉		0.08	0s
11	12	石灰焼成炉 (土中釜)		0.20	15
	13	石灰焼成炉 (12 項以外)		0.15	15
	14	焼成炉 (セメント製造用のもの)		0.05	10
	15	焼成炉 (耐火レンガ又は耐火物原料製造用のもの)		0.10	18
	16	焼成炉 (12 項~15 項以外のもの)		0.15	15
12	17	熔融炉※2		0.08	15
	18	熔融炉※3		0.08	16
	19	熔融炉 (17、18 項以外のもの)		0.10	15
13	20	加熱炉	4 以上	0.08	15
			4 未満	0.15	15
14	21	ばい焼炉		0.10	0s
15	22	焼結炉 (フェロマンガン製造用のもの)		0.10	0s
	23	焼結炉 (22 項以外のもの)		0.10	0s
16	24	か焼炉		0.15	0s
17	25	溶解炉 (アルミニウム再生用反射炉)		0.10	0s
	26	溶解炉 (25 項以外のもの)		0.10	0s
18	27	溶解炉	4 以上	0.05	0s
	28	溶解炉 (アルミニウムの地金又は合金製造用反射炉)	4 未満	0.10	0s
	29	溶解炉 (28 項以外のもの)	4 未満	0.10	0s

届出施設の 項番号	規制基準 の項番号	施 設 種 類	排出ガス量 万 m <sup>3</sup> /時	排出基準 g/m <sup>3</sup>	※1 0n %
19	30	加熱炉		0.10	11
20	31	加熱炉	4 以上	0.08	11
			4 未満	0.10	11
21	32	電気炉(合金鉄(ケイ素含有率40%以上に限る)製造用のもの)		0.10	0s
	33	電気炉(合金鉄製造用で32項以外のもの)		0.08	0s
	34	電気炉(32項、33項以外のもの)		0.05	0s
22	35	電気炉		0.05	0s
23	36	骨材乾燥炉		0.20	16※4
	37	乾燥炉(36項以外のもの)		0.10	16※4
24	38	廃棄物焼却炉(連続炉のもの)		0.15	12
	39	廃棄物焼却炉(38項以外もの)		0.25	12

(備考)

(1) ※1～※4は以下のことを示す。

※1 熱源として電気を使用する施設は0n=0sとする。

※2 板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む)の製造用

※3 光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造用

※4 直接熱風乾燥炉にあつては0n=0sとする。

(2) ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る)は含まれないものとする。

(3) ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあつては1工程の平均の濃度とする。

(4) 排出ガス量は湿り排ガス量とする。

(5) 標準酸素濃度補正方式による補正

ばいじんの濃度は以下の式により算出された値とする。

$$C = C_s \times (21 - 0n) / (21 - 0s)$$

C : ばいじんの濃度 (g/m<sup>3</sup>)

0n: 各施設に掲げる値(熱源として電気を使用するものは0sとする。)

0s: 排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が20%を超える場合は20%とする。)

Cs: JIS規格Z8808の方法により測定されたばいじんの濃度 (g/m<sup>3</sup>)

3 ばい煙等の測定義務一覧表

(1) 法施行規則第15条

ばい煙等の種類		施設区分		測定頻度
硫黄酸化物		特定工場で硫黄酸化物排出量が10m <sup>3</sup> /時以上の施設		常時
		特定工場以外で硫黄酸化物排出量が10m <sup>3</sup> /時以上の施設		2ヶ月に1回以上
ばいじん (備考1参照)		ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関、燃料電池用改質器		5年に1回以上
		廃棄物焼却炉	焼却能力 4 t/時以上	2ヶ月に1回以上
			焼却能力 4 t/時未満	年2回以上 <sup>※2</sup>
		上記以外の施設	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> /時以上	2ヶ月に1回以上
排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> /時未満	年2回以上 <sup>※2</sup>			
有害物質 (備考2参照)	燃料電池改質器		5年に1回以上	
	窒素酸化物	特定工場の施設 (燃料電池用改質器を除く)	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> /時以上	常時
			排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> /時未満	年2回以上 <sup>※2</sup>
	特定工場以外の施設 (燃料電池用改質器を除く)	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> /時以上	2ヶ月に1回以上	
		排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> /時未満	年2回以上 <sup>※2</sup>	
	カドミウム及びその化合物・鉛及びその化合物・塩素・塩化水素・フッ素・フッ化水素及びフッ化ケイ素	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> /時以上		2ヶ月に1回以上
排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> /時未満		年2回以上 <sup>※2</sup>		

※1 排出ガス量は湿りガス量を示す。

※2 継続して休止する期間が6月以上の施設については、年1回以上。

(備考1)

- ・燃料点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る）は含まれない
- ・ばいじん量が著しく変動する施設にあっては1工程の平均の量

(備考2)

- ・すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る）は含まれない。
- ・有害物質の量が著しく変動する施設にあっては1工程の平均の量。

(2) 条例施行規則15条の2（別表第8の2第1項）

	ばい煙等の種類	測定義務者	測定の方法等
1	ばいじん	ばいじんに係る届出施設において発生するばいじんを大気中に排出する者	6月を越えない作業期間ごとに1回以上ばいじんの測定を行うこと。

(注意)

- (1) 測定結果については、3年間保存すること。

#### 4 届出の種類と提出時期について

届出が必要な場合	届出の種類	提出時期
ばい煙発生施設又は届出施設（以下「届出施設等」という。）を設置する場合	設置届	工事着手予定日の 60日前まで
法・条例の改正等によって新たに届出施設等となった場合	使用届	届出施設となった日 から30日以内
届出施設等の構造、使用の方法、処理等の方法を変更しようとするとき	変更届	変更工事着工予定日の 60日前まで
次の事項を変更した場合 個人の場合 ①届出者の氏名 ②届出者の住所 ③工場・事業場の名称 ④工場・事業場の所在地 法人の場合 ①法人の名称 ②本社所在地 ③代表者の氏名 ④工場・事業場の名称 ⑤工場・事業場の所在地	氏名等変更届	変更日から30日以内
届出施設等を廃止した場合	廃止届	廃止日から30日以内
届出施設等を譲渡・合併・相続等により承継した場合	承継届	承継日から30日以内

#### 5 届出書の作成要領

##### (1) 事前相談・届出書の提出先

届出書の作成や提出などが円滑に行われるように届出書提出前の事前相談を実施しています。届出書に不備があるために受理が遅れ、工事着手が円滑に進まないことなどを防止するためにも、事前相談を行うようお願いいたします。

届出書の提出先は、工場・事業場の所在する区を担当する各環境保全監視グループです。

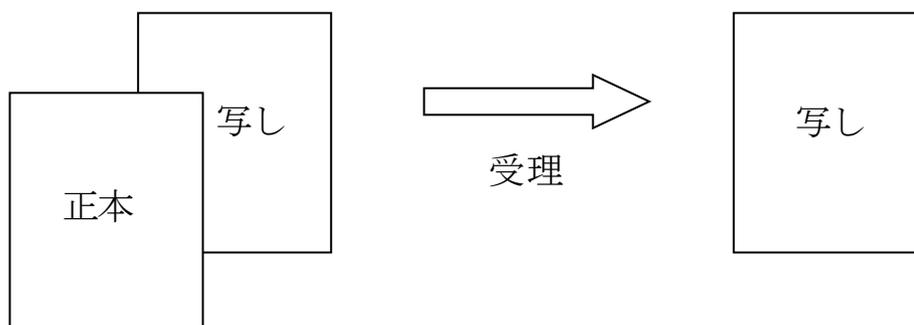
##### (2) 届出書の提出部数

届出書の提出部数は、2通（正本1通、写し1通）です。

写しについては、正本のコピーでも可とします。

##### (3) 届出書の返戻

届出が受理された後、提出された写しの1通が返却されますので、書類は、必ず大切に保管してください。



(4) 届出に必要な書類

届出には、アの届出書及び別紙、イの添付書類の両方が必要

ア 届出書及び別紙

届 出 書 及 び 別 紙	備 考
ばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書	法に係る届出のみ(P. 24の様式)
届出施設設置（使用・変更）届出書	条例に係る届出のみ（P. 25の様式）
ばい煙発生施設の構造（別紙1） 届出施設の構造（ばい煙）（別紙1の1）	（別紙1、別紙1の1はP. 28の共通様式）
ばい煙発生施設の使用の方法（別紙2） 届出施設の使用又は管理の方法（ばい煙）（別紙1の2）	（別紙2、別紙1の2はP. 31の共通様式）
ばい煙の処理の方法（別紙3） ばい煙等の処理の方法（ばい煙）（別紙1の3）	（別紙3、別紙1の3はP. 36の共通様式）

イ 添付書類等

(ア) 届出に必要な書類、図面等

必 要 な 書 類	備 考
届出施設等及びばい煙処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）の設置場所を明記した図面（工場又は事業場の平面図）	
届出施設等の構造概要図（主要寸法を記入したもの）	
ばい煙処理施設（ばい煙等の処理を行う施設：煙突、フードダクト等を含む。）の概要図（主要寸法及び測定箇所を記入したもの）	処理施設がある場合のみ添付
変更届出説明書	構造等変更届の場合のみ添付
硫黄酸化物の排出状況	特に求めた場合のみ必要
その他特に必要と認めた書類 （例） 届出の計算の根拠を示す書類・燃料、原料等の性状分析表 排出ガスの測定データ・NOx値保証書	

(イ) その他、届出の際に提出する書類

必 要 な 書 類	備 考
期間短縮願	期間短縮を願い出る場合に必要
委任状	代表者以外が届出する場合に必要

## (5) 留意事項

### ア ひとつの施設が法と条例の両方に係る場合の取扱い

廃棄物焼却炉等の届出は、法と条例の両方が必要なケースがある。この場合、次のとおり届出をまとめて提出してもかまわない。

#### (ア) 届出用紙

法及び条例のそれぞれの表紙が必要で、個々に必要事項を記載し法の表紙を上にして綴じる。

#### (イ) 別紙

届出の種類によっては、別紙が重複する場合（例：法「ばい煙」と条例「有害物質」）があるため、ひとつにまとめて記載する。

#### (ウ) 添付書類

法と条例で重複するものは、一方を省略してもよい。

### イ 複数の施設を同時に届け出る場合の取扱い

#### (ア) 設置届、使用届、構造等変更届

基本的に届出は、一施設一届出であるが、法施行規則並びに条例施行規則の規定により、複数の施設が同一の工場等に設置される場合は、次の方法に従い一件の届出とすることができる。

- ・同一の種類ごとに一件（法のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設）
- ・工場ごとに一件（法の一般粉じん発生施設）
- ・同一の種類又は同一の工程ごとに一件（条例の届出施設）

ただし、届出の根拠条文が同一のものに限る。

（例）次に掲げる場合は、根拠条文が異なるので一件で届け出ることができない。

- ・法のばい煙発生施設と条例の届出施設の場合
- ・法のばい煙発生施設と法の一般粉じん発生施設の場合等
- ・設置届と構造等変更届の場合等

#### (イ) 廃止届、承継届、氏名等変更届

すべての届出施設等について、廃止、承継、氏名等変更の各々の届出種類ごとに一件の届出とすることができる。

(6) 届出書の記載方法

ア 法の届出書の記載例 (①～⑩の項目はP26～P27に解説)

ばい煙発生施設設置<sup>①</sup> (使用、~~変更~~) 届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

大 阪 市 長 様

②

届出者 住所 大阪市北区中之島1-3-20

氏名 〇〇産業株式会社

代表取締役 青空 守

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

①

大気汚染防止法第6条第1項 (~~第7条第1項、第8条第1項~~)の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

③ 工場又は事業場の名称	まるまるさんぎょう 〇〇産業株式会社 大阪工場 (電話番号〇〇-〇〇〇〇)	※ 整 理 番 号	
		※ 受 理 年 月 日	
		※ 施 設 番 号	
④ 工場又は事業場の所在地	(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 北区中之島〇-〇-〇	※ 審 査 結 果	
		※ 備 考 ( 収 受 印 等 )	
⑤ ばい煙発生施設の種類	1項ボイラー 1基		
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり		
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり		
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり		
添付書類 1 ばい煙発生施設及びばい煙処理施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図) 2 変更届出説明書(変更届の場合に限る。)			

参 考 事 項			
⑥ 工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	常時使用する従業員数	〇〇人
⑦ 工場又は事業場の規模	製品製造量 〇 t/年	資 本 金	〇〇円
⑩ 当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先(電話番号)	労働安全環境課 〇〇〇〇-〇〇〇〇		

⑧

⑨

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。  
3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

イ 条例の届出書の記載例 (①～⑩の項目はP26～P27に解説)

届出施設設置 (使用・変更) 届出書

①

〇 〇 年 〇 月 〇 日

大 阪 市 長 様

② 届 出 者 住 所 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号  
〇〇産業株式会社

氏 名 代表取締役 青空 守  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

①

大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項 (第21条第1項・第23条第1項) の規定により、届出施設について、次のとおり届け出ます。

③

④

⑤

工場又は事業場の名称		まるまるさんぎょう 〇〇産業株式会社 大阪工場 (電話番号0000-0000)		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		大阪府大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 (郵便番号〇〇〇〇-〇〇〇〇)		※受理年月日	年 月 日
届出施設の種 類		19項 加熱炉		※施設番号	
ばい煙	ばいじん、有害物質	届出施設の構造	別紙1の1のとおり	※備考	
		届出施設の使用又は管理の方法	別紙1の2のとおり		
		ばい煙等の処理等の方法	別紙1の3のとおり		
粉じん	届出施設の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	別紙2の1から別紙2の4までのとおり			
添付書類 1 届出施設及びばい煙等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面 (工場又は事業場の平面図) 2 工場又は事業場の付近の見取図 (指定有害物質以外の有害物質に係る届出の場合に限る。) 3 変更概要説明書 (変更届の場合に限る。)					

参 考 事 項

⑥

⑦

⑩

⑧

⑨

工場又は事業場の事業内容	金属製品製造業	届け出すべき者が常時使用する従業員数	〇〇〇人
工場又は事業場の規模	製品製造量 〇〇t/月	資 本 金	〇〇円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先 (電話番号)	労働安全環境課 〇〇〇〇-〇〇〇〇		

- 備考 1 届出施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3各号の表にまでに掲げる項番号及び施設の種類を記載すること。  
2 別紙については、届出施設の種類に応じて、必要なものを添付すること。  
3 ※印の欄には、記載しないこと。

ウ 届出書（表紙）の記載上の注意事項（P24、P25①～②）

①	表紙	<p>(1) 表題          表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。          &lt;例&gt; 1 設置届の場合……<del>設置（使用、変更）</del>届出書          2 変更届の場合……<del>設置（使用、変更）</del>届出書          3 使用届の場合……<del>設置（使用、変更）</del>届出書</p> <p>(2) 適用条文          適用条文の該当しない項目を抹消すること。          ア 法の場合          &lt;例&gt;          1 設置届の場合。          大気汚染防止法第6条第1項（<del>第7条第1項、第8条第1項</del>）          2 変更届の場合          大気汚染防止法第6条第1項（<del>第7条第1項、第8条第1項</del>）          3 使用届の場合          大気汚染防止法第6条第1項（<del>第7条第1項、第8条第1項</del>）          イ 条例の場合          1 設置届の場合          大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項（<del>第21条第1項、第23条第1項</del>）          2 変更届の場合          大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項（<del>第21条第1項、第23条第1項</del>）          3 使用届の場合          大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項（<del>第21条第1項、第23条第1項</del>）</p>
②	届出者	<p>法人の場合……その名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載すること。          個人の場合……事業主の住所、氏名を記載すること。          非法人の団体の場合……非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。</p> <p>（注1）代表者でないものが届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたこと証する委任状（1通）を添付すること。          （注2）届出者は、次に掲げる場合を除き原則として施設の設置者である。          (1) リース、レンタル、貸工場、貸ビル等内のテナントの施設については、施設使用者が届出者である。          (2) 共有施設については、共有者（管理組合等）の代表者が届出者である。</p>



エ 法の別紙1、条例の別紙1の1（ばい煙）の記載例（①～⑪の項目はP29～P30に解説）

別紙1 ばい煙発生施設の構造

別紙1のI 届出施設の構造（ばい煙）

①	工場又は事業場における施設番号	No1ボイラー		
②	名称及び形式	貫流ボイラー abc-123		
③	設置年月日	年 月 日	年 月 日	
④	着手予定年月日	令和〇〇年〇月〇日		
⑤	使用開始予定年月日	令和〇〇年〇月〇日		
⑥	⑦	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )	9.5	
	⑧	燃料の燃焼能力 (重油換算L/h)	97.6 L/h (85.6 m <sup>3</sup> /h)	
	⑨	原料の処理能力 (t/h)		
		火格子面積 (m <sup>2</sup> )		
		羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )		
	規	変圧器の定格能力 (kVA)	→ ⑩	
		触媒に付着する炭素の燃焼能力 (kg/h)		
		焼却能力 (kg/h)	→ ⑪	
		乾燥施設の容量 (m <sup>3</sup> )		
		模	電流容量 (kA)	
			ポンプの動力 (kw)	
			合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)	
	添付書類 ばい煙発生施設（届出施設）の構造概要図（主要寸法を記入すること。）			

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。  
 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄の規定する項目について記載すること。

オ 法の別紙1、条例の別紙1の1（ばい煙）の記載上の注意事項（P28 ①～⑧）

①	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること。）	
②	名称及び型式	名称（法施行令別表第1、条例施行規則別表第3に掲げる名称）、製造会社名、型式を記載すること。	
③	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。	
④	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。	
⑤	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。	
⑥	規 模	規模については、付表の当該届出施設等の「単位」の項目について記載すること。（別紙1（別紙1の1）に該当する欄がない場合は空欄に記載すること。）	
	⑦	伝熱面積	缶体の銘板に刻印された数値若しくはメーカーの作成する仕様書に記載された数値を記載すること。（労働基準局の検査表にも記載されている。）
	⑧	燃料の燃焼能力	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 液体燃料、気体燃料、微粉炭燃料等を使用する場合に記載すること。</li> <li>2 原則としてバーナーの定格能力を記載すること。 ただし、バーナーの定格能力が不明の場合は、炉の本体の設計熱量計算（投入熱量）を使用する燃料の低位発熱量（真発熱量）で除した値を「5 重油換算の方法」により当該燃料の量を重油の量に換算した値とすること。</li> <li>3 一つの施設にバーナーが2本以上ある場合又は2種類以上の燃料を混焼させる場合はその総量を記載すること。</li> </ol>

規 模	⑥	⑧	燃料の燃焼能力	<p>4 エマルジョン系燃料については、当該燃料中の水及び添加物は、霧化剤として定義し、燃料の燃焼能力には加算しない。</p> <p>5 重油換算の方法</p> <p>下表のとおり換算すること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>燃焼の種類</th> <th>燃料の量</th> <th>重油の量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原油又は軽油</td> <td>1 L</td> <td>0.95 L</td> </tr> <tr> <td>ナフサ又は灯油</td> <td>1 L</td> <td>0.90 L</td> </tr> <tr> <td>都市ガス13A</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> <td>1.14 L</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス</td> <td>1 kg</td> <td>1.2 L</td> </tr> <tr> <td>液化天然ガス</td> <td>1 kg</td> <td>1.3 L</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表に掲げる燃料以外の燃料については、当該燃料と同量の発熱量を有する重油（高発熱量39600kJ/L、比重0.9）の量にそれぞれ換算すること</p>	燃焼の種類	燃料の量	重油の量	原油又は軽油	1 L	0.95 L	ナフサ又は灯油	1 L	0.90 L	都市ガス13A	1 m <sup>3</sup>	1.14 L	液化石油ガス	1 kg	1.2 L	液化天然ガス	1 kg	1.3 L
		燃焼の種類	燃料の量	重油の量																		
		原油又は軽油	1 L	0.95 L																		
		ナフサ又は灯油	1 L	0.90 L																		
都市ガス13A	1 m <sup>3</sup>	1.14 L																				
液化石油ガス	1 kg	1.2 L																				
液化天然ガス	1 kg	1.3 L																				
⑨	原料の処理能力	最大能力を記載すること。																				
⑩	変圧器の定格能力	<p>kWからkVAへの変換については、次の式による。</p> <p><math>kW = \text{力率} \times kVA</math>（力率<math>\leq 1</math>）</p> <p>ただし、力率については正確な資料がない限り「力率=1」として取り扱う。</p>																				
⑪	焼却能力	<p><b>【焼却能力の計算方法】</b></p> $\text{焼却能力(kg/h)} = \frac{\text{燃焼室容積 (m}^3\text{)} \times \text{燃焼室熱負荷 (kJ/m}^3\cdot\text{h)}}{\text{廃棄物の低位発熱量 (kJ/kg)}}$ <p>(1kJ= 0.239kcal )</p>																				

カ 法の別紙2、条例の別紙1の2（ばい煙）の記載例（①～⑳の項目はP32～P35に解説）

別紙2

ばい煙発生施設の使用方式

別紙1の2

届出施設の使用又は管理の方法（ばい煙）

①	工場又は事業場における施設番号		No.1 ボイラー					
②	使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等	9時から 18時まで 9時間/回 1回/日 22日/月		時から 時まで 時間/回 回/日 日/月			
③		季節変動	なし					
④	原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類						
⑤		使用割合						
⑥		原材料中の成分割合 (%)						
⑦		1日の使用量						
⑧	燃料又は電力	種類	都市ガス 13A (比重 )		(比重 )			
⑨		燃料中の成分割合 (%)	灰分 0	いおう分 0	窒素分	灰分	いおう分	窒素分
⑩		発熱量 (KJ/L、KJ/m <sup>3</sup> 、KJ/kg)	45,000 KJ/m <sup>3</sup> (高)					
⑪		通常の使用量 (L/h、m <sup>3</sup> /h、kWh)	68,6 m <sup>3</sup> /h					
⑫		混焼割合	専焼					
⑬	施設の使用形態							
⑭	排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	湿り	最大 1226	通常 981	最大	通常		
		乾き	最大 1037	通常 829	最大	通常		
⑮	排出ガス温度 (℃)							
⑯	排出ガス中の酸素濃度 (%)							
⑰	ばい煙の濃度	ばいじん (g/m <sup>3</sup> )	最大 0.01 (O <sub>2</sub> =0%)	通常 0.01 (O <sub>2</sub> =0%)	最大 (O <sub>2</sub> = %)	通常 (O <sub>2</sub> = %)		
			最大 0.01 (O <sub>2</sub> =5%)	通常 0.01 (O <sub>2</sub> =5%)	最大 (O <sub>2</sub> = %)	通常 (O <sub>2</sub> = %)		
		いおう酸化物 (ppm)	最大 0.00	通常 0.00	最大	通常		
			最大 60 (O <sub>2</sub> =0%)	通常 60 (O <sub>2</sub> =0%)	最大 (O <sub>2</sub> = %)	通常 (O <sub>2</sub> = %)		
		窒素酸化物 (ppm)	最大 46 (O <sub>2</sub> =5%)	通常 46 (O <sub>2</sub> =5%)	最大 (O <sub>2</sub> = %)	通常 (O <sub>2</sub> = %)		
			最大	通常	最大	通常		
⑱	ばい煙量 (m <sup>3</sup> /h)	最大	通常	最大	通常			
⑲		最大	通常	最大	通常			

⑳	ばい煙等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要 (作業工程)	暖房
㉑	参考事項	低 NOx バーナー 自己再循環型

- 備考
- 1 原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄の記載に当たっては、重量比 (%) 又は容量比 (%) の別を明らかにすること。
  - 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態 (この項において「標準状態」という。) における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
  - 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
  - 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設 (ばい煙の処理等を行う施設) がある場合は、処理後の濃度とすること。
  - 5 施設の使用形態については、届出施設からの排出ガス抑制方法 (排ガス処理又は密閉構造等) について記載すること。ただし、密閉構造の場合は、次の工程等での作業及び排出状況を明らかにすること。
  - 6 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用 (専ら非常時において用いられるものをいう。) の別を明らかにすること。

キ 法の別紙2、条例の別紙1の2（ばい煙）の記載上の注意事項（P 3 1 ①～⑪）

①	工場又は事業場における施設番号	別紙1（別紙1の1）の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。	
②	使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等	当該届出施設等を最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。
③		季節変動	使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。（主として暖房用ボイラーなどの場合） <例> 1 4月～10月末日までは、休止 2 6～9月までは、60%減少
④	原材料	種類	当該届出施設等の使用する原料・原材料のうちばい煙等の発生、排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。
⑤		使用割合	種類別にその割合を重量比で記載すること。
⑥		原材料中の成分割合	種類別に重量比で記載すること。
⑦		1日の使用量	当該届出施設等が最大能力で稼働する場合の使用量を種類別に記載すること。
⑧	燃料又は電力	種類	当該届出施設等の使用する燃料の種類（液体・固体・気体・電力等）を具体的に記載すること。 ① 液体燃料の場合、JIS規格による種類及び液比重(kg/L)を記載すること。 <例> 1種（A重油）（比重0.85） ② 石炭等固体燃料の場合は、その性状を記載すること。 <例> 中塊炭（れき青炭） ③ 気体燃料の場合は、ガス名及び密度(kg/m <sup>3</sup> )を記載すること。 <例> 1 都市ガス13A（密度0.64） 2 LPG（プロパン）（密度2.0）
⑨		燃料中の成分割合	使用する燃料の灰分、いおう分、窒素分の最大値を重量比又は容量比の別を明らかにして記載すること。 注：燃料成分表の数値をそのまま転記するのではなく、契約している業者の保証値を記載すること。 <例> いおう分0.04%～0.09%で変動→いおう分0.1%以下と記載すること。
⑩		発熱量	高（総）発熱量又は低（真）発熱量の別を明らかにして記載すること。 1 cal = 4.18605 J <例> 45,000kJ/m <sup>3</sup> （高）
⑪	力	通常の使用量	当該届出施設等の最も多く使用する期間（月）における平均使用量を記載する。また、必ず単位（L/h、m <sup>3</sup> 、kWh）を記載すること。

燃料又は電力を使用している場合

⑫	燃料又は電力	混燃割合	<p>当該届出施設等の混焼の場合のみ、種類別燃料の使用量の割合を重油換算後の容量比で記載すること。</p> <p>&lt;例&gt; A重油 60 L/h、都市ガス (13A) 50 m<sup>3</sup>/hを混焼する場合</p> <p>都市ガス (13A) 重油換算は、50×1.14=57L/h</p> <p>A重油の割合：<math display="block">\frac{60}{60+57.0} \times 100 = 51.3\%</math></p> <p>都市ガス13A の割合：<math display="block">\frac{57.0}{60+57.0} \times 100 = 48.7\%</math></p> <p>混焼割合 A重油51.3%：都市ガス13A 48.7%</p>	燃料又は電力を使用の場合																																
⑬		施設の使用形態	法のばい煙、条例のばいじんについては記載不要。																																	
⑭		排出ガス量	<p>1 排出ガス量は、標準状態（温度0℃、圧力1気圧）に換算して記載すること。</p> <p>2 燃料の燃焼に伴う排出ガス量は、原則として燃焼計算により算出すること。</p> <p>ただし、次に掲げる場合等は、排風機（ブローア）能力により算出すること。</p> <p>(a) 電気炉等施設から排出ガス量の認定が困難な場合</p> <p>(b) 排出ガス処理を行っており、実際の排出ガス量が燃焼計算による排出ガス量と相違する場合</p> <p>&lt;燃焼計算&gt;</p> $G' = \{G_o' + A_o(m-1)\} W$ $G = \{G_o + A_o(m-1)\} W$ <p>ここで、G'：乾き排出ガス量 (m<sup>3</sup>/h)</p> <p>G_o'：燃料1L (1m<sup>3</sup>) 当たりの理論乾き排出ガス量(m<sup>3</sup>/h), (m<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>)</p> <p>G：湿り排出ガス量 (m<sup>3</sup>/h)</p> <p>G_o：燃料1L(1m<sup>3</sup>) 当たりの理論湿り排出ガス量(m<sup>3</sup>/h), (m<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>)</p> <p>A_o：燃料ごとの理論空気量(m<sup>3</sup>/h)</p> <p>m：空気比=<math display="block">\frac{21}{21-O_2}</math></p> <p>W：単位時間当たりの燃料使用量 (L/h) (m<sup>3</sup>/h)</p> <p>注：G_o'、G_o、A_o として下表の値を使用してもよい。</p> <table border="1" data-bbox="628 1722 1369 2033"> <thead> <tr> <th></th> <th>G_o'</th> <th>G_o</th> <th>A_o</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A重油</td> <td>8.6</td> <td>9.7</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>B重油</td> <td>8.9</td> <td>10.0</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>C重油</td> <td>9.0</td> <td>10.1</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>8.4</td> <td>9.6</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>都市ガス 13A</td> <td>9.6</td> <td>11.8</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>LPG (プロパン)</td> <td>21.8</td> <td>25.8</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>LPG (ブタン)</td> <td>28.5</td> <td>33.5</td> <td>31.0</td> </tr> </tbody> </table>		G_o'	G_o	A_o	A重油	8.6	9.7	9.2	B重油	8.9	10.0	9.4	C重油	9.0	10.1	9.6	灯油	8.4	9.6	9.0	都市ガス 13A	9.6	11.8	10.7	LPG (プロパン)	21.8	25.8	23.8	LPG (ブタン)	28.5	33.5	31.0	すべて
	G_o'	G_o	A_o																																	
A重油	8.6	9.7	9.2																																	
B重油	8.9	10.0	9.4																																	
C重油	9.0	10.1	9.6																																	
灯油	8.4	9.6	9.0																																	
都市ガス 13A	9.6	11.8	10.7																																	
LPG (プロパン)	21.8	25.8	23.8																																	
LPG (ブタン)	28.5	33.5	31.0																																	

⑮	排出ガス温度	煙突・フード等出口（排出口）における排出ガスの平均温度を記載すること。	
⑯	排出ガス中の酸素濃度	<p>乾き排出ガス中の酸素濃度（設計値、測定値等）を記載すること。</p> <p>&lt;注&gt; 測定値による場合は、オルザット分析装置を用いる吸収法又は、これと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いて測定すること。</p> <p>なお、試料採取は、窒素酸化物等に係る試料と同一の位置で採取すること。</p>	
⑰	ばいじん	<p>燃焼に伴って発生し、排出するすす、その他のばいじんの乾き排出ガス中濃度を記載すること。</p> <p>上欄は、設計値（メーカー保証値、測定値等）を記載すること。</p> <p>下欄は、上欄を標準酸素濃度（法施行規則別表第2備考のOn、条例施行規則別表第5第1号備考1のOn）に換算した値を記載すること。</p> <p>また、標準酸素濃度も併せて記載すること。</p> <p>&lt;注&gt; 1 測定値による場合は、J I S Z 8 8 0 8に定める方法により行うこと。</p> <p>2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合であっても個々の施設ごとに計算する（各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する。）</p> <p>計算方法は、各施設の出口濃度に下記の係数を掛けたものとする。</p> $\begin{aligned} \text{係数} &= 1 - \text{集じん効率} \\ &= \frac{\text{集じん機出口のばいじん量}}{\text{集じん機入口のばいじん量}} \end{aligned}$	
⑱	の濃度 いおう酸化物	<p>燃焼に伴って発生し、排出するいおう酸化物の乾き排出ガス中濃度（設計値等）を記載すること。</p> <p>燃料中のいおう分が判明している場合は、次式によって計算することができる。</p> $\frac{7,000 \times S(\%)}{\text{単位乾き排ガス量}(m^3/kg)}$ <p>ただし、単位乾き排出ガス量は、排出ガス量の項で算出したものを使用すること。</p> <p>&lt;注&gt; 1 測定値による場合は、J I S K 0 1 0 3に定める方法により行うこと。</p> <p>2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合であっても個々の施設ごとに計算する（各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する。）。</p> <p>計算方法は、各施設の出口濃度に下記の係数を掛けたものとする。</p> $\text{係数} = 1 - \text{処理効率} = \frac{\text{処理装置出口の濃度}}{\text{処理装置入口の濃度}}$	法のみ

①②	ばい煙	窒素酸化物	<p>燃焼に伴って発生し、排出する窒素酸化物の乾き排出ガス中濃度を記載すること。</p> <p>上欄は、設計値（メーカー保証値、測定値等）を記載すること。</p> <p>下欄は、上欄を標準酸素濃度（法施行規則別表第3の2備考のOn）に換算した値を記載すること。</p> <p>また、標準酸素濃度も併せて記載すること。</p> <p>&lt;注&gt; 1 測定値による場合は、J I S K 0 1 0 4に定める方法により行うこと。</p> <p>2 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合にあつては、いおう酸化物&lt;注&gt; 2の例によること。</p>	法のみ
③	濃度	その他の有害物質	<p>法施行令第1条（窒素酸化物を除く。）、条例施行規則別表第1に掲げる有害物質の名称及び濃度（設計値等）を記載すること。</p> <p>&lt;参考&gt; C' (ppm)からC (mg/m<sup>3</sup>)への換算は次の式で計算できる。</p> $C \text{ (mg/m}^3\text{)} = \frac{C' \text{ (ppm)}}{22.4} \times M$ <p>M：分子量</p> <p>&lt;注&gt; 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合にあつては、いおう酸化物の&lt;注&gt;の2の例によること。</p>	法のみ
④	ばい煙量	いおう酸化物	<p>燃料その他のもの（原料、じん芥）の燃焼に伴い発生し、排出するいおう酸化物の量(m<sup>3</sup>/h)を記載すること。</p> <p>&lt;参考&gt; いおう酸化物の排出量は、次式で計算できる。</p> $\begin{aligned} & \text{いおう酸化物の排出量} \\ & = 0.007 \times \text{燃料の燃焼能力} \times \rho \times S \end{aligned}$ <p>ρ：燃料比重 S：別紙2（別紙1の2）に記載した燃料中のいおう分（届出値）。ただし、排煙脱硫装置が設置されている場合は、相当いおう分</p> <p>*相当いおう分の算出方法</p> $\text{相当いおう分} = \frac{(100 - \eta)}{100 \times \text{燃料中のいおう分}}$ <p>η：脱硫効率</p>	法のみ
⑤	作業工程	<p>当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。</p> <p>&lt;注&gt; ボイラーについては、その使用用途（冷暖房用、給湯用、製造工程用等）を記載すること。</p>		
⑥	参考事項	<p>記載についての補足等を記載すること。（低NO<sub>x</sub>バーナーの採用や燃焼方法の改善による窒素酸化物の低減対策等）</p>		
<p>&lt;注&gt; 1 ばい煙の濃度及びばい煙量は、ばい煙の処理施設がある場合は、処理後の濃度及び量を記載すること。</p> <p>2 それぞれの最大値の欄には、当該施設が最大能力、又は、ばい煙に関して最高濃度（最大排出量）で稼働する場合の値とする。</p> <p>3 通常値は、当該施設が平常状態で稼働する場合の平均値とする。</p>				

ク 法の別紙3、条例の別紙1の3（ばい煙）の記載例（①～②⑤）の項目はP37～P39に解説）

別紙3 ばい煙の処理方法  
 別紙2 揮発性有機化合物の処理の方法  
 別紙1の3 ばい煙等の処理等の方法（ばい煙）

①	ばい煙処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）の工場又は事業場における施設番号		No.1 煙突							
②	処理に係るばい煙発生施設（届出施設）の工場又は事業場における施設番号		No.1 ボイラー							
③	ばい煙処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）の種類、名称及び型式		ステンレス製 排気筒							
④	設	置	年	月	日					
⑤	着	手	予	定	年 月 日					
⑥	使	用	開	始	予 定 年 月 日					
⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	処 理 能 力	排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	最	大	1,226					
			通	常	981					
		排出ガス温度 (°C)	処	理	前	後	140			
			処	理	効	率				
		ばい煙 の 濃 度	ばいじん (g/m <sup>3</sup> )	処	理	前	後			
				処	理	効	率	0.01 (O <sub>2</sub> =%) (O <sub>2</sub> =%)		
		いおう 酸化物 (ppm)	処	理	前	後	0.00			
			処	理	効	率				
		窒素酸化物 (ppm)	処	理	前	後	60 (O <sub>2</sub> =%) (O <sub>2</sub> =%)			
			処	理	効	率	46 (O <sub>2</sub> =%) (O <sub>2</sub> =%)			
		ばい煙量 (m <sup>3</sup> /h)	いおう 酸化物 (m <sup>3</sup> /h)	最	大	処	理	前	後	0.00
				通	常	処	理	前	後	0.00

⑱	使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等	9時から 18時まで 9時間/回 1回/日 22日/月	時から 時まで 時間/回 回/日 日/月
		季節変動	なし	

⑲	排出口の実高さ H <sub>o</sub> (m)及び頂上口径 D(m)	H <sub>o</sub> 15 D 0.3(φ)	H <sub>o</sub> D
---	---------------------------------------	----------------------------	------------------

⑳	陣傘の有無	有・無	有・無
---	-------	-----	-----

㉑	補正された排出口の高さ H <sub>e</sub> (m)	15	
---	--------------------------------	----	--

㉒	排出速度 (m/s)	7.25	
---	------------	------	--

㉓	排出口の中心からその至近距離にある敷地境界線までの水平距離(m)		
---	----------------------------------	--	--

添付書類 ばい煙処理施設（ばい煙等の処理等を行う施設）（煙突、フード、ダクトを含む。）の構造概要図（主要寸法及び測定箇所を記入すること。）

㉔	排出口の中心からその至近距離にある他人の所有する建築物（倉庫等は除く。）の実高さ h(m)及び水平距離 d(m)	h d	h d
---	--	--------	--------

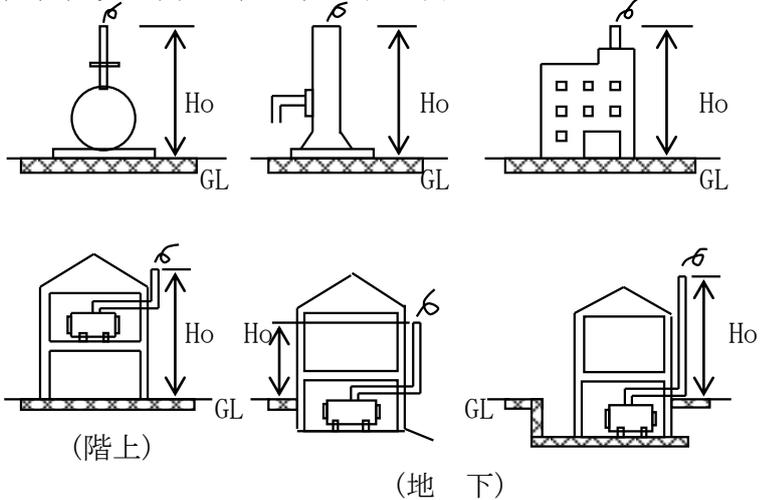
㉕	ばい煙測定口の有無及び口径	有(口径 100mm) ・ 無	有(口径 mm) ・ 無
---	---------------	-----------------	--------------

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
  - 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
  - 3 ばい煙の濃度は乾きガス中の濃度とすること。
  - 4 補正された排出口の高さ H<sub>e</sub> は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
  - 5 参考事項として、処理効率に係る設計上の基本的事項に関する資料を添付すること。

ケ 法の別紙3、条例の別紙1の3(ばい煙)の記載上の注意事項 (P36 ①~⑩)

①	ばい煙処理施設(ばい煙等の処理等を行う施設)の工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該処理施設等(煙突等を含む。)の固有番号(記号)を記載すること。
②	処理に係るばい煙発生施設(届出施設等)の工場又は事業場における施設番号	別紙1(別紙1の1)及び別紙2(別紙1の2)の同欄と同じ番号(記号)を記載すること。 ただし、他に当該処理施設等を共用する届出施設等がある場合には、その施設番号も併せて記載すること。
③	ばい煙処理施設(ばい煙等の処理などを行う施設)の種類、名称及び型式	当該処理施設等の種類、名称及び型式を具体的に記載すること。 <例> ○○社製ベンチュリースクラバー
④	設置年月日	当該届出施設等の設置年月日を記載すること。 (既存の処理施設等の場合のみ記載すること。)
⑤	着手予定年月日	当該処理施設等の関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。(既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない。)
⑥	使用開始予定年月日	当該処理施設等の使用開始予定年月日を記載すること。 (既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない。)
⑦	排出ガス量	当該処理施設で処理する湿り排ガス量を標準状態(0℃、1気圧)に換算した値(設計値等で、複数の施設を集合して処理している場合は、その集合値(合計値)をいう。以下別紙3(別紙1の3)において同じ。)を記載すること。 排出ガス量の計算方法は、別紙2(別紙1の2)の記載例を参考にすること。
⑧	排出ガス温度	処理前については、当該処理施設等の入口の平均温度、処理後については、出口の平均温度を記載すること。
⑨	処理能力 ばい煙の濃度	当該処理施設等で処理するばいじんの乾き排出ガス中濃度(処理前:入口、処理後:出口)を記載すること。 前欄は、設計値(メーカー保証値、測定値等)を記載すること。 後欄は、前欄を標準酸素濃度(法施行規則別表第2備考、条例施行規則別表第5第1号備考1のOn)に換算すること。また、標準酸素濃度も併せて記載すること。 <注> 測定値による場合は、酸素濃度の測定については、オルザット分析装置を用いる吸収法又は、これと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いて測定すること。 ばいじんについては、JISZ8808に定める方法により行うこと。 なお、酸素及びばいじんに係る試料は同一の位置で採取すること。 また、測定法、測定箇所を明らかにすること。
⑩	処理効率	重量比で記載すること。 <参考> ばいじんの処理効率の算出方法 ばいじんの処理効率 $= \frac{\text{入口のばいじん量} - \text{出口のばいじん量}}{\text{入口のばいじん量}} \times 100$

⑪	処理能力	ば	い おう 酸 化 物	処理前・ 処理後	当該処理施設等で処理するいおう酸化物の乾き排出ガス中濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。 <注> 測定値による場合は、J I S K 0 1 0 3に定める方法により行うこと。 また、測定法、測定箇所を明らかにすること。	法	
⑫			い おう 酸 化 物	処理効率	容量比で記載すること。 <参考> いおう酸化物の処理効率の算出方法 いおう酸化物の処理効率 $= \frac{\text{入口濃度}-\text{出口濃度}}{\text{出口濃度}} \times 100$		
⑬			い 煙 の 酸 化 物 濃 度	窒 素	処理前・ 処理後		当該処理施設等で処理する窒素酸化物の乾き排出ガス中濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。 前欄は、設計値（メーカー保証値、測定値等）を記載すること。 後欄は、前欄を標準酸素（法施行規則別表第2備考のO <sub>n</sub> ）に換算すること。また、標準酸素濃度も併せて記載すること。 <注> 測定値による場合は、酸素濃度の測定についてはオルザット分析装置を用いる吸収法又は、これと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いて測定すること。 窒素酸化物については、J I S K 0 1 0 4に定める方法により行うこと。 なお、酸素及び窒素酸化物に係る試料は同一の位置で採取すること。 また、測定法、測定箇所を明らかにすること。
⑭		い 煙 の 酸 化 物 濃 度	窒 素	窒 素	処理効率	容量比で記載すること。 <参考> 窒素酸化物の処理効率の算出方法は、いおう酸化物の同欄を参照すること。	
⑮		空 欄	空	処理前・ 処理後	当該処理施設等で処理する有害物質（法施行規則別表第3の上欄の物質及び条例施行規則別表第1に掲げる物質）及び揮発性有機化合物の名称及び濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。	法 の み	
⑯		空 欄	空	処理効率	重量比又は容量比で記載すること。 <参考> 有害物質等の処理効率の算出方法は、いおう酸化物の同欄を参照すること。		
⑰		ば い 煙 の 量	い おう 酸 化 物	処理前・ 処理後	当該処理施設等で処理するいおう酸化物の量（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。	法 の み	
⑱		使用 状況	1日の使用時間及び 月間使用日数等		当該処理施設等（又は煙突）の最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。		
			季 節 変 動		使用状況に季節変動がある場合のみ、その変動状況を記載すること。 <例> 暖房用、冬期11月～3月のみ使用		

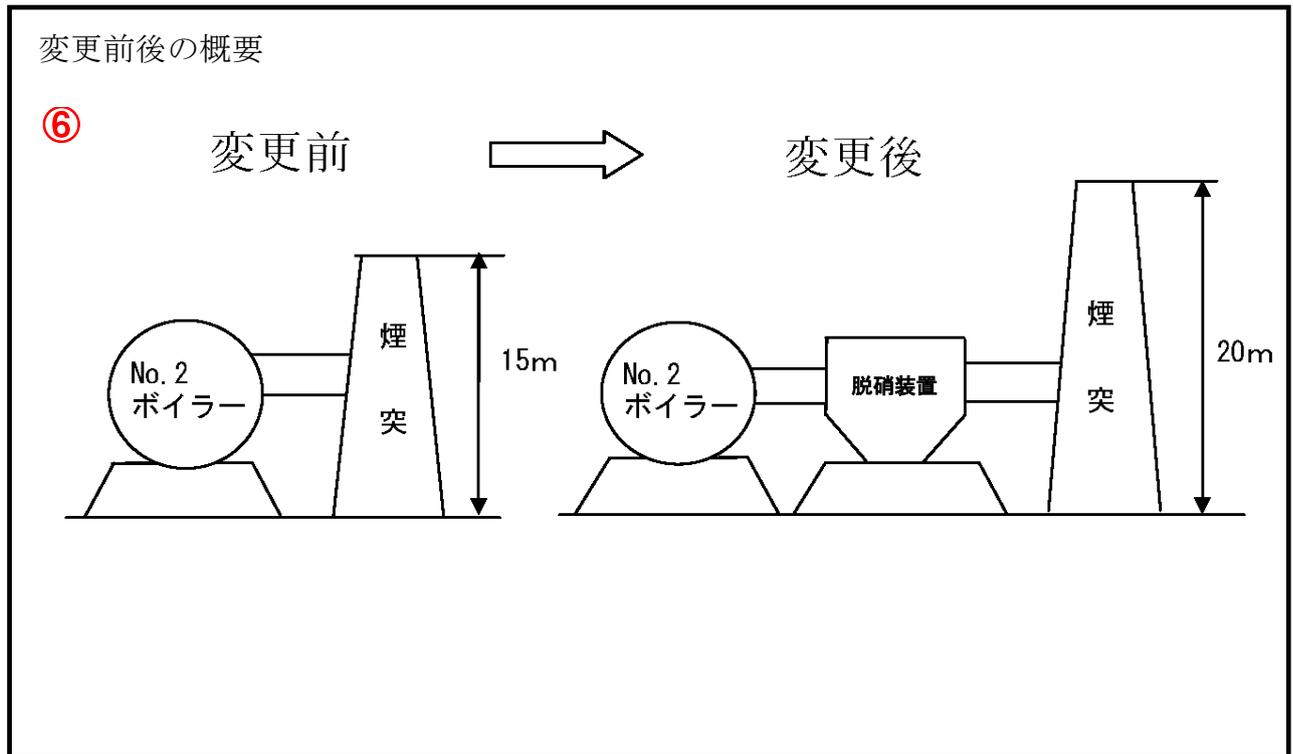
<p>⑲</p>	<p>排出口の実高さ<math>H_o</math>及び頂上の口径<math>D</math></p>	<p>高さは、地盤面 (GL) からの高さを記載する。          頂上口径は、頂部内径を記載し、丸型、角型を明記すること。          &lt;例&gt; 1 <math>H: 15</math>    <math>D: 0.3</math> (<math>\phi</math>)          2 <math>H: 30</math>    <math>D: 0.4 \times 0.5</math> (<math>\square</math>)          (注) 煙突の高さ (<math>H_o</math>) の表示例</p> 	<p>法 の み</p>
<p>⑳</p>	<p>陣傘の有無</p>	<p>煙突 (排出口) の陣傘 (排出口における雨避けフード) の有無を記載すること。</p>	
<p>㉑</p>	<p>補正された排出口の実高さ<math>H_e</math></p>	<p>法施行規則第3条第2項の算式により算出すること。          ただし、算出には、次の数値を使用すること。  <math>Q</math> (排出ガス量) : 「別紙2 (別紙1の2) 排出ガス量・湿り・最大値」欄の値  <math>V</math> (排出速度) : 「別紙3 (別紙1の3) 排出速度」欄の値  <math>T</math> (排出ガス温度) : 「別紙3 (別紙1の3) 排出ガス温度」欄の値</p>	<p>法 の み</p>
<p>㉒</p>	<p>排出速度</p>	<p>煙突 (排出口) 出口における排出ガスの排出速度の最大値 (最大排出ガス量による値) を記載すること。          また、排風機 (排ガスファン) がある場合は、明記すること。          &lt;注&gt; 2以上の届出施設等で1つの煙突 (排出口) を共有する場合においても当該届出施設等の1基の値を記載すること。</p>	<p>法 の み</p>
<p>㉓</p>	<p>排出口の中心からその至近距離にある敷地境界線までの水平距離</p>	<p>法のばい煙、条例のばいじんについては記載不要。</p>	
<p>㉔</p>	<p>排出口の中心からその至近距離にある他人の所有する建築物 (倉庫等は除く。) の実高さ<math>h</math>及び水平距離<math>d</math></p>	<p>法のばい煙、条例のばいじんについては記載不要。</p>	
<p>㉕</p>	<p>ばい煙測定口の有無及び口径</p>	<p>ばい煙測定口の有無の別に○を付け、有る場合は口径を記載すること。(位置については、添付の図面に明記すること。)</p>	<p>す べ て</p>

(7) 添付書類等

ア 変更届出説明書の記載例 (①～⑥はP 4 1に解説)

変更届出説明書 (理由)

①	②	③	④	⑤
施設番号 (種類)	当該施設を設置 したときの受理 番号及び受理年 月日	主要変更事項	変更予定年月	変更理由
No. 1 ボイラー (法1-1)	北-25 〇〇年〇月〇日	燃料の変更 (A重油→都市ガス)	令和〇年〇月〇	硫黄酸化物排出量 削減のため
No. 2 ボイラー (法1-1)	北-25 〇〇年〇月〇日	煙突の高さの変更 Ho=15m→Ho=20m	令和〇年〇月〇	老朽化のため更新
No. 2 ボイラー (法1-1)	北-25 〇〇年〇月〇日	脱硝装置の設置 (触媒脱硝装置)	令和〇年〇月〇	窒素酸化物排出 量削減のため



イ 変更届出説明書記載上の注意事項

①	施設番号（種類）	<p>工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記入する。（番号等は、重複しないようにすること。また一連番号等を与えるなどわかりやすいように記入すること。）</p> <p>種類は、法施行令別表第1、条例施行規則別表第3第1号～3号の表に係る項番号、名称及び基数を記入すること。</p> <p>&lt;例&gt; ・No. 1 ボイラー（法1-1） 2基          ・加-1 加熱炉（条例3-1-19） 1基</p>
②	当該施設を設置したときの受理番号及び受理年月日	<p>当該施設を設置したときの設置届表紙の受理番号、及び受理年月日を記入すること。</p>
③	主要変更事項	<p>具体的に変更した事項を記入する。</p> <p>&lt;例&gt; 1 燃料の変更（A重油→都市ガス13A）          2 煙突の高さの変更（H<sub>0</sub> = 15m → H<sub>0</sub> = 20m）</p>
④	変更予定年月日	<p>変更に伴って工事を行う場合は、当該工事（基礎工事を含む。）の着手予定日を記入すること。</p> <p>なお、実施の制限期間があるので、届出受理日から60日間は、工事に着手できないので、注意すること。（ただし、一般粉じん発生施設及び一般粉じんに係る届出施設並びに期間短縮が承認されたものを除く。）</p>
⑤	変更理由	<p>簡略に記入すること。</p> <p>&lt;例&gt; いおう酸化物排出量削減のため</p>
⑥	変更前後の概要	<p>変更前後についてのフローシートを簡略に記入すること。また、その他特に記入する必要のある事項を記入すること。</p>

<お問い合わせ及び届出書の提出先>

届出については、行政区を所管する各環境保全監視グループに提出してください。

所管行政区	提出先（名称及び住所）	地図
北区、都島区、淀川区 東淀川区、旭区	環境局環境管理部環境管理課 <b>北部環境保全監視グループ</b> 〒530-8401 北区扇町 2-1-27 北区役所 2 階 Tel 06-6313-9550	
中央区、天王寺区 浪速区、東成区 生野区、城東区 鶴見区	環境局環境管理部環境管理課 <b>東部環境保全監視グループ</b> 〒541-8518 中央区久太郎町 1-2-27 中央区役所 3 階 Tel 06-6267-9922	
福島区、此花区 西区、港区 大正区、西淀川区	環境局環境管理部環境管理課 <b>西部環境保全監視グループ</b> 〒552-8510 港区市岡 1-15-25 港区役所 4 階 Tel 06-6576-9247	
阿倍野区 東住吉区 平野区	環境局環境管理部環境管理課 <b>南東部環境保全監視グループ</b> 〒545-8550 阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 12 階 Tel 06-6630-3433	
住之江区 住吉区 西成区	環境局環境管理部環境管理課 <b>南西部環境保全監視グループ</b> 〒559-0002 住之江区浜口東 3-5-16 住之江区保健福祉センター分館 Tel 06-4301-7248	

届出書類は、環境局ホームページに掲載しています。

（アドレス：<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060970.html>）